

食安輸発0914第1号
平成23年9月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ベトナム産ほうれんそうのジメトモルフ、インド産発酵茶のトリアゾホス及び中国産ねぎのフィプロニル)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号(最終改正:平成23年9月12日付け食安輸発0912第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、ベトナム産冷凍ほうれんそうにおいて、食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(輸出者(製造者)の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2からインド産発酵茶のトリアゾホスの項及び中国産ねぎのフィプロニルの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	輸出者(製造者)
平成23年9月14日	ベトナム	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ジメトモルフ)	HACOTA MANUFACTURE, EXPORT-IMPORT & TOURISM CO.